



# 消費税 10%で 医療費に 起こること

医療（社会保険診療）は非課税とされていますが、  
病院・診療所が診療を行うための薬や材料などの仕入れにかかる消費税は、  
みなさまも一部を負担する仕組みになっています。  
令和元年10月から消費税率が10%になったことに伴い、  
初診料・再診料などが引き上げとなりました。